住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の手続きはお早めに!

令和3年11月19日「コロナ克服・新世代開拓のための経済対策」が閣議決定され、新型コロナウイルス感 染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう住民 税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を給付します。

対象となる方で手続きがお済みでない方は、お早めに手続きをお願いいたします。

支給対象となる世帯は下記の①、②のどちらかに該当する世帯です

① 令和 3 年度住民税(均等割)が非課税の世帯

令和3年12月10日に剣淵町に住民登録があり、世帯員 全員の令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯が対象 です。



ません。

対象となる可能性が高い世帯に 剣淵町から確認書(申請書)が郵送されて います。(申請は令和4年5月6日(金)まで) ※確認書が届いても要件を満たさない場合支給はされ

②新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に収入が 減少し、世帯員全員が非課税相当となる世帯が対象です。

※世帯員全員のそれぞれの年収見込み額(令和3年1月~令和4年9月までの任意の1カ月×12)が、町民税均等割非課税水準以下であること。

〈剣淵町の町民税が非課税となる年間給与所得の目安〉 単身世帯:93万円以下、母・子(一人):138万円以下



該当される方は申請が必要です。支給対象 となるか確認しますので役場総務課まで ご相談ください。

(申請は令和4年9月30日(金)まで)

※収入がわかる書類が必要となります。

①とは異なり、**役場から案内の送付はあり** ません。

上記「①令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯」に該当する可能性が高い世帯には、次の確認書が送られています。

令和4年2月7日付けで確認書が送付されています。次の点を確認してください。

(注) 封書でご案内しています。メールやハガキなどで案内はしていませんのでご注意ください。



①役場総務課企画財務広報グループから窓付き封筒で確認 書が送られています。



②世帯主の名前がすでに記入 された確認書(両面印刷)



③申請用の返信用封筒(あて先 は役場総務課あて)

支給対象世帯になるかご不明な方は、役場総務課企画財務広報グループ(**2**6-9021)までお問い合わせください。

「②新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯」向け、所得見込み計算の方法(目安)

□ 私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している。	
---------------------------------------	--

□ 世帯員全員のそれぞれの年収見込み額(令和3年1月~令和4年9月までの任意の1カ月×12)で申請する場合(収入がある世帯員すべてを確認してください。)

(本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入が得られる時期以外を対象月として給付申請した場合など、収入の減少理由が、新型コロナウイルス感染症の影響等によるものではない場合は、対象となりません。)

	①左欄の	②障害者控除等	③任意	③任意の1か月の収入				⑤ 非課税収
氏名 者が扶養する者の数		養す の適応	対象 年月	給与収入	事業収入又は 不動産収入	年金収入	④年間収入見込み額 D×12	入限度額
		□障害者控除	令和 年	A 円	B 円	C 円		
	人	□寡婦(夫)控除 □ひとり親控除	月	D収入合計		円	· 円	円
		□障害者控除	令和 年	A 円	B 円	C 円		
	人	□寡婦(夫)控除 □ひとり親控除	月	D収入合計:	=A+B+C	円	円	円
		 □障害者控除 □寡婦(夫)控除	令和 年 月	A 円	B 円	C 円		
	人	□ひとり親控除	月	D収入合計:	=A+B+C	円	円	円

①「左欄の者が扶養する者の数」とは、同居・別居にかかわらず、左欄の方が扶養している親族の数になります。

③「任意の1か月の収入」は、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の1か月となります。

給与収入	※給与収入がある場合は、申請の際に、給与明細書などの収入額がわかる書類の提出が必要となります。
事業収入又は不動産収入	※事業収入または不動産収入がある場合は、帳簿など収入額がわかる書類の提出が 必要となります。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合は、年金決定通知書、年金額改定通知書、 年金振込通知書等の支給額がわかる書類の提出が必要となります。

- ④「年間収入見込み額」は、**D**収入合計を12倍した額です。
- ⑤「非課税収入限度額」は、①の人数に応じて、下の表から該当する非課税相当収入限度額をご確認ください。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身または扶養親族がいない場合	93.0 万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8 万円
配偶者・扶養親族計(2名)を扶養している場合	168.0 万円
配偶者・扶養親族計(3名)を扶養している場合	209.7 万円
配偶者・扶養親族計(4名)を扶養している場合	249.7 万円
障害者、未成年者、寡婦ひとり親の場合	204.3 万円

上記の計算により非課税相当収入限度額以下となる場合は、「②新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯」の対象となる可能性があります。

収入額のわかる書類をご持参のうえ総務課企画財務広報グループまでご相談ください。